第四十一号

青森県規則第十一号

青森県知事

三

村

申

吾

令和元年 (水曜日)

○青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……(都市計画課)… | 則 次

規

目

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届

告

示

出.....

政健

策 福

課祉

: =

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

○青森県屋外広告物条例の規定による点検を除外する広告物

出

先機関

県三

民人民地

局域

: ≡

監 查委員

事

務

局

:

 \equiv

(種類

建築士

登録番号第

規

則

る。

第十四号様式の注に次のように加える。

_Ω

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月七日

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。

第十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部

第十一条第四項中「はり紙、はり札等、立看板等、幕、 う屋外広告物点検技能講習を修了した者 広告旗及びアドバルーン」

を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン

条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により

条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているも

第三号様式中

(都市計画課)

:

 \equiv

監

理

課

:

 \equiv

改め、同項第五号中「第十三条第三項第三号」を「第十四条第三項第三号」に改め

第十六条第二項第四号中「第十三条第三項第二号」を「第十四条第三項第二号」に

保高

険 輪

課祉

: =

のとして知事が定めるもの

同

: =

建築士法第2条第1項に規定する建築士

建築士

登録番号第

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン

協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

(修了証番号第

建築士法第2条第1項に規定する建築士

号) _

に改め

4

この様式に代えて登録申請者の負担を軽減するために国が提供するこの様式に

青森県告示第二百三十三号

ることができる。 相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用す

第十七号様式の注を次のように改める。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

2 することができる。 に相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用 この様式に代えて屋外広告業者の負担を軽減するために国が提供するこの様式

この規則は、公布の日から施行する。

附

則

示

令和元年八月七日

五条の三第二号の規定により告示する。

おり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	[2 5	
沒	Ì	名	事
		称	
二苗代沢	大津 字軽	の主たる方	業
四四	· 深郡 浦深 字浦	在事務地所	者
ンフ	隻浦 マ 町	名	事
1	· 訪問	称	
上大西 一字津 ○広軽	八大西 の字津 二関軽	所	業
四戸郡の字深	一字都	在	
一家浦野町	沢浦 七町	地	所
= -	平 成	年月日	変更

青森県告示第二百三十四号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指

令和元年八月七日

青森県知事

三

村

申

吾

斎藤耳鼻咽喉科医院	名
·医 院	称
弘前市大字	所
- 大字城東二丁目一の一	在
	地
三平 ・成 四・	年廃 月
=======================================	日止

青森県告示第二百三十五号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に より公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

令和元年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

梍株式会社	梍株式会社	氏名 称 又 名	指定居宅サ
前田七〇の二 村大字東光寺字 南津軽郡田舎館	前田七〇の二南津軽郡田舎館	所在地又は住所主たる事務所の	リービス事業者
通所介護	訪問介護	0	だ居 スピ サ 重
スさいかち ドイサービ	さいかちン	名称	事居宅サービ
前田七〇の二 南津軽郡田舎館	前田七〇の二 南津軽郡田舎館	所 在 地	業 素を行う
"	元令 ・和 ・ ・ ・ ・	年月日	指定

四

青森県告示第二百三十六号

量法 三項の規定により公示する。 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

令和元年八月七日

測量計画機関

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

示板及び標識

Ŧī.

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

測量の種類

公共測量(二級基準点測量

三

測量の期間

測量の地域 令和元年五月二十九日から同年七月十六日まで

つがる市柏下古川地内

青森県告示第二百三十七号

こととされているものを次のとおり定める。 のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じる 条第四項第二号の規定により、条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件 青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)第十一

令和元年八月七日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

されている標識及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第七条第四項第 備等に消防法施行規則 一号に規定する誘導標識 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の三の三に規定する消防用設 (昭和三十六年自治省令第六号)の規定により設けることと

る製造所等に同令の規定により設けることとされている標識及び掲示板 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第八条の五に規定す

> 及び同項第四号に規定する道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置に限 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第二項第三号に規定する道路標識

四 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七条第一号に規定する看 標識、旗ざお及びアーチ

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第二条第一項第四号に規定する道路標

六 都市公園法施行令 (昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第七項に規定する掲

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

子町土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、田 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規

令和元年八月七日

定により公告する。

_
<u> </u>
八
八地域
域
《県民局長
吕
回
長
櫻
庭
憲
司

理	区役 員 別の
事	別の
戸川	氏
勉	名
三戸郡田子町大字山口字嘉沢一六の三	住
令和元・ゼー	退任の年月日

査 委

監

監査結果に対する措置の公表

令和元年6月5日付け青森県報号外第15号で公表した監査の結果について、地方自

東康中康三康西康上康下康青福南福八福北福北福北福北福北祖社地社地社地社地社地社地社地

無 種

数収入

入未済の解消に うこと。

薄 旗 監査箇所

鱼

霘

: 査結

西北地域県民局地域

票

赵

産の管理に

17.95.

、方証るに切締を入とつな納依にとい慣

し法奏でて人託い

西康北福

地往

域部

県民局地域

焦

技規 支払湯 るめの

動れがにとあ

おなるいていている

治法 羅 だった (昭和22年法律第67号) 旨の通知があったので、 第199条第12項の規定に基づき、 同項の規定により公表する。 业 森県知事から措

圌 4

林水産 喍

てがあ

適正でないもい うる。

ē

に扶く イ熱ご りをり

本解と物消し 物当件件すた。 20194 撤よ 表う

う結

不導

法し

占で用い

領金には一般には一般に対している。

いよな付

罪の、ばずす。 納滞るの保しにし割納整納とか証、滞て納家

室的と月人催納は付賃 ににもにに告家呼をの

和元年8 田 ~1

Ш

青菜

不法占用者に対して、訪問等	確認し、支払いチェック表を作成して担当者及び次長(福祉調成して担当者及び次長(福祉調整課長)において確認を行うこととした。 ない、支払漏れとなっている分については、現在、過年度支出の手続を進めている。	電話や文書・歌門のうへ、電話や文書・訪問等により収入未済の解消に努める。 未済の解消に努める。 里親委託児童措置費については、概算、精算、再精算も含めてませい時間について連内で再	委託した。 また、収入未済の解消を図る ため、収入未済対策要綱・要領 等に基づき、定期的に滞納者検 討会議等を開催し、ケースごと に終すま培養す針を検針のこう	ないよう指導する。履行期限までに納付しない者については暫成状を発行する。なお、母子父母寡婦福祉資金貸付金債権については、債権回収の一部を業者	現することで、収入未済につながる可能性のある返還会等の債権発生の未然防止を図る。 やむ権発生の未然防止を図る。 やむを得ず返還金が発生した場合は、速やかに対象者に返還理由は、速やかに対象者に返還理由	各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容 及び権利義務について丁寧に説	措置の内容	回 寺田達也回 花田栄介	川嶋由紀	森県監査委員 須 藤 光 昭	
								東青地域県民局地域整備部		上北地域県民局地域農林水産部	
								収入未済の解消に 努めること。		収入未済の解消に努めること。	
- Table 1	に議教業債の収め事務をに議教業債の収め事務をし、更なる債権回収に努める。また、連帯保証人には、また、連帯保証人には、また、連帯保証となる。とは、連帯保証となる。	来訴訟の判決後選やかに退ない者に対しては、強制教 ない者に対しては、強制教 実施しており、今年度も引 さ、これらの法的措置を強 さ、これらとする。 で、へこととする。 一方、退去滞納者に関	でで明渡請求訴訟を提起し る。 さらに、和解をした滞って、納付指導では滞納家賃付が期待できない者及び明	に、名となっている。では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	一般付指導やその後の暫にっても勢付しない潜納者しては、滞納家賃を分割約して以び分割納付を怠ったに戻び分割が付を怠ったほぼ住宅の明波請求を	質を割付しない者に対して出来を送付しない者に対している。 田状を送付した上で分割約 古導する等により、 滞勢終 醸造を図っている。	に、家賃の滞納月数が3か達した者及びその連帯保証対しては催告書を送付し、計に記載した。	県営住宅入居者の滞納整 関しては、毎月全ての滞納 未納通知書を送付すると	を決めていく。 台ヶ道へ	補助金に係る返還金にて、定期的な面談の実施等で、定期的な面談の実施等り相手方の経営状況を把握り相手方の経営状況を把握が、引き続き、私りおくだ。	

6. 内側気炎をしょままる。足容者納っを起、、営ま者し促に付た行前こ公住でにてに対す場うのれ営宅について対す場うのれぎをについ

滞實明退執引強納の渡去行き化

者納請しを続し

がある。 「以下でないものがある。 「以入未済の解消に
契約手続が適正でないものがある。 「財産」で質理においる。
でし、で、人

備部

委託料において、				彩めないと。
指摘のあった契約手続につい	の。 の、までは、またが、またが、またが、またが、とり、とり、とり、なり、とり、なり、なり、なり、、、、、、、、、、、、、、、	で、かのに、和解をした締約者で、終行指導では潜戦察賃の総合、総行指導では潜戦察賃の総合が期待できない者及び明波請求計談の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制教行をないだり、今年度も引き続いこれらの法的措置を強化していくことでする。 世界 海 衛回収会社と弁護士法人に 債権回収会社と弁護士法人に 通常 回収会社と弁護士法人に 関本る債権回収に努めていた、 更なる債権回収に努めてい	所 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	関しては、毎月全ての滞勢者に未勢通知書を送付するとともに、家賃の滞勢月数が3か月に流、大路及びその連帯保証人に強した者及びその連帯保証人に対しては罹告書を送付し、確告書に記載した男領にが地付した上で分割物付を地付した上で分割物付を地付した上で分割物付したよの等により、滞勢後債のとこと、

	三八地域県民局地域整備部	
	収入未済の解消に努めること。	契約手続が適正でな いものがある。
指解 よしる合こ和に住の県いる で付求な実きて はにしる 者顧対もて権 納導消納ってこはと解応宅明営て。さ、が訴い施、い一、滞、。まにししには管こ整っても付てはとと意をにし法滅住明 ら熱期訟者しこく方債納更 た対でて、理の理等の連約部で住客じい規求を譲、指で判対おらと退回賃る 連るる債収納図内ではよっている。そし、新介宅とる者定を明求 和導き決しらのと支収可償 部納は務因欠る、氏のるそ位額明るら対基い渡証 解でな後て、法予課会の債 部納は務因欠る、民の名を資納明るら対基い渡証 解でな後で、法予に行行前に行行は訴解しらのと資利のより、法ををなる、法をとして、との書を報理とととし、の名都和を求請して、明を教及が強度置 若予事以 人尊連を納理とととと称の初都合求提しは県限に担しな。 に対するとにに、納の記述を引し、に対す場ののにといて、納をにした。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に 関しては、毎月全ての滞納者に 未納通知書を送付するととも に、家賃の滞納月数が3か月に 達した者及びその連帯保証人に 対しては催告書を送付し、催告 書に記載した期限までに滞納家 賃を執付しない者に対しては呼	ては改めており、令和元年度当初予算に基づく遠部・久吉ダム 規体観測調査業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
商北地域県民局地域整 備部		
収入未済の解消に努めること。	委託料において、 契約手続が適正でな いものがある。	
開来に達対書質出指解 よしる合こ和に住の県いる で付求な実きて はにしが、ししにを状導消納ってこと解応定明官で。さ、が訴い施、い一、滞く住の風家なて記納をすを付てはと県をにじ法渡住明 ら熱期設者しこく方債納更任、毎個者は載し仕等の関連も、と世の原名は私籍の政権とはなる関指も、及営内応なの請宅譲、指行の礼をでなる間をを得いなるにはない。とも、都知の選者を、は一人とは、自動を、としないの、となるのでは、となるの職を、指し、のの人と、のの人と、ののなどとのでは、指で利力おらと、現の遺名をでして、とし、ののなり、なりなどと、を記れる者にない。、ののな食類ののよれには、一般にな後で、、、ないをも複談によいに、、、、のなな、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく八戸港水域管理視券を託等の発注に当たって、教務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。	者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行って 斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として6月と11 月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。

			上北地域県民局地域整 備部			
			収入未済の解消に 努めること。	需用費、委託料及び使用料及び賃借料で使用料及び賃借料において、契約手続が適正でないものがある。		
。おいに、和解をした語納者で、独付指導では語納家質の納	令では、 のでは、 のでは、 のでは、 のにないない。 といるをとなる。 をといるをといる。 を行う、 をには、ないないない。 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のにに、 のにに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、	瀬した者及びその連帯保置人に対して名及びその連帯保置人にはないにははいる。 神にのは、現代を記述は、観音を記述されて、観音を記述を教がした。 一には、1000年のでは、1000年をおけった上に分割をはする。 一には、1000年の後の音には、1000年後の後の音には、1000年では、1000年でには、1000年では、1000年では、1000年では、1000年後には、1000年後には、1000年後には、1000年度には、1000年度には、1000年度には、1000年度には、1000年度には、1000年度には、1000年度には、1000年度によるのでは、1000年度によるというでは、1000年度によるというでは、1000年度によるというには、1000年度によるというには、1000年度によるというには、1000年度によるというには、1000年度によるというには、1000年度によるによりによるというによるというには、1000年度によりによるというには、1000年度によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	県営住宅入居者の滞納整理に 関しては、毎月全ての滞納者に 大納通知書を送付するととも に、家賃の滞納月数が3か月に	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく十川外河川情報システム維持管理業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。	斉に集中的な滞納を理を行って 斉に集中的な滞納を理を行っている。その一環として6月と11 月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。	る。 また、連帯保証人には、滞納者に対する勢付指導の協力を依然になるの協力を依然しての協議が決議を表別してののの。 一個人は、不動理 大大に 大地
下北地域県民局地域整備部						
収入未済の解消に 努めること。	委託料において、 契約手続が適正でな いものがある。	使用料及び賃借料において、共通自動 において、共通自動 車乗車券取扱基準の 運用を誤っているも のがある。				
県営住宅入居者の滞納整理に 関しては、毎月全ての滞納者に	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく国道102号外道 路清掃・草刈り業務委託等の発 注に当たっては、財務規則に 則って、当初予算議決後に年度 開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。	券級使用者を始めとするタクシー乗車券の使用者に対して、シー乗車券の使用者に対して、共通自動車乗車券取扱基準の内容について周知するとともに、例月のタクシー使用料支払前に使用実態を改めて確認、取扱基準に合致しているか精香することにより、当該基準を適正に運用していく。	また、その他の土木使用料等についても定期的な戸別訪問等により納付指導しているところである。	でのほか、7月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として6月と11月に「長期・高額滞納者対策検討と環境との必果的な滞納対策を検討している。	。。。	付が期待できない者及び明波請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行をない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去諸納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託して活動事務を委託して、更なる債権回収に努めてい

委託料において、 契約手続が適正でな				
指摘のあった契約手続につい ては改めており、令和元年度当	。。、おはにには、たれにに、たれにに、は、これにに、は、こととして、こととして、ことでして、ことでは、といり、に、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は	。されが訴い施、い一、滞、	那ならないないないないないないないない。 となるをあるないないところをといるをといるとことをを のをのそりないはと解応を明官では とは、ない世紀をにと、 を記述をはいれたには、 を記述をもしまる。 を記述をもした。 を記述を をにしたと を記述を をにいるよる を記述を をにいる を記述を をいるとしる のいるとの を記述を をにいる をにいる をにいる をにいる をできる できる できる できる できる できる できる できる	通知書を送付するとと 家賃の滞納月数が3か月 家賃の滞納月数が3か月 た者及びその連帯保証人 ては催告書を送付し、催 制載した期限までに滞納 納付しない者に対しては を送付した上で分割納付 を送付した上で分割納付 を必等により、滞約家賃 た図っている。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) (

県 東奥印刷株式会社 (印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭毎週月・水・金曜日発行

		青森県立美術館	
委託料において、 契約手続が適正でな いものがある。	委託料において、 契約手続等が適正で ないものがある。	需用費において、 特定調達契約に係る 手続を行っていない ものがある。	いものがある。
今年度の契約については年度 開始前の契約準備行為に係る事 務手続の是正を図ったほか、注 意喚起及び内部審査体制の強化 により、事務処理に誤りがない よう努めることとした。	当該契約に係る事務手続の是正を図ったほか、注意喚起及び 下を図ったほか、注意喚起及び 内部審査体制の強化により、事 務処理に誤りがないよう努める こととした。	今年度の契約については特定調達契約に係る事務手続の是正を図ったほか、注意喚起及び内部審査体制の強化により、事務処理に誤りがないよう努めることとした。	初予算に基づく、川内ダムダム 湖管理業務委託外の発注に当 たっては、財務規則に則って、 生初予算議決後に年度開始前の 契約の準備行為をし、適正に契 約手続を行っている。